

## 第76号議案

東京都台東区立観光バス駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、観光バス駐車場の使用料を改定する等のため提出します。

東京都台東区立観光バス駐車場条例の一部を改正する条例

東京都台東区立観光バス駐車場条例（平成29年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午前零時から午後12時まで」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 東京都台東区立台東区民会館駐車場 午前8時から午後8時まで

(2) 東京都台東区立今戸駐車場及び東京都台東区立清川駐車場 午前零時から午後12時まで

第5条第3項中「できる時間」の次に「(以下「入出庫可能時間」という。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

車両区分	使用区分	使用料
観光バス	入出庫可能時間内	駐車時間30分につき2,000円
	入出庫可能時間外	1泊につき4,000円
乗用車	入出庫可能時間内	駐車時間30分につき400円

備考 30分に満たない駐車時間は、これを30分とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都台東区立観光バス駐車場条例

別表の規定は、令和7年7月1日以後に東京都台東区立観光バス駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者の使用料について適用し、同日前に駐車場を使用する者の使用料については、なお従前の例による。